

73 許可認可事務の簡捷に関する件に付内閣通牒

〔昭和十六年十一月〕

官文四一八号
裁定
11月5日
文書課長
(有原)
送
11月5日
起案者
(柴沼)

昭和十六年十月三十一日起案

計画室室付

(斎藤)

計画室主事 (有光)

文書課長 (有光)

(注記1)

(下 札)

(加筆) 文書課長清水君ニ勅令改正ノ件打合セノ
 (十一月十四日付配布) 十一月十五日官報

案

[16]年[11]月[5]日

文書課長

専門学務局長
 普通学務局長
 社会教育局長

各宛

許可認可事務ノ簡捷ニ関スル件

(注記2) 本年六月三日閣議決定ニ基ク表記ノ件曩ニ貴局関係ノモノ報告有之タル処今般別紙ノ通決定相成タルニ付実施方左記要項ニ依リ可然御取計相成度

記

一 他官庁ノ権限ニ関係ナキ事項ニ付テハ可及的速ニ之ヲ実施

スルコト

二 他官庁ノ権限ニ関係アル事項ニ付テハ当該官庁トノ間ニ充分ナル協調ヲ遂ゲタル上可久的速ニ之ヲ実施スルコト

備考

- 一 別紙実施案要領各局宛ニ部添付ノコト
- 一 添付書類ハ起案者ノ手許ニ在リ

許可認可事務簡捷化実施案要領

(九月五日提出 文部省)

一、勅令改正ヲ要スルモノ

番号	許可認可事項	関係条項	簡捷化方針	実施期日	備考
一	私立学校無資格教員ノ認可	私立学校令 第五 条	地方長官ニ委譲	昭和 一七、一、一	
二	公私立大学予科教員数ノ認可	大学 令 第十四 条	認可不要	〃	通牒ニ基キ報告ヲ徴ス
三	教育基金貸付金利率低下ノ認可	教育基金令 第六 条	認可不要	昭和 一七、一、一	
四	師範学校ニ女生徒ヲ置カザル場合ハ認可	師範学校生 徒 定 員 二 関 スル件 第三 条	認可不要	〃	
五	図書記録ノ選定分類ノ為臨時ニ託員ヲ置ク場合ノ許可	帝国図書館 官制 第七 条	認可不要	〃	

二、省令改正ヲ要スルモノ

番号	許可認可事項	関係条項	簡捷化方針	実施期日	備考
一 (加筆)	公私立高等学校教員数ノ認可	高等学校規 定 第二十九 条	認可不要	〃	通牒ニ基キ報告ヲ徴ス
二 (加筆)	公私立高等学校専攻科教員採用ノ認可	高等学校教 員規程 第十二 条	認可不要	〃	
三 (加筆)	供託株券返還ノ許可	私立ノ大学 及高等学校ノ基本財産 供託ニ関スル件 第六 条	私文削除	昭和 一七、一、一	
四 (加筆)	在外研究員満期前帰朝ノ許可	在学研究員 規程施行細 則 第九 条	疾病ノ動合ハ追認ニ改ム	〃	
五 (加筆)	第一種課程及第二種課程ノ中其一ノ欠ク場合ノ認可	中学校令施 行規(定) (加筆) 第二 条	地方長官ニ委譲	〃	
六 (加筆)	図画、音楽ノ一科目又ハ二科目ヲ欠ク場合ノ認可	高等女学校 令施行規則 第一 条	認可不要	〃	
七 (加筆)	加設科目ノ認可	同 第一 条	認可不要	〃	
八 (加筆)	盲学校聾啞学校無資格教員制限	公立私立盲 学校及聾啞 学校及聾啞 委譲	地方長官ニ	昭和 一七、一、一	

八	超過ノ認可	学校規程 第十四条			
〔加筆〕 普	盲学校聾哑学校 寄宿舎不設置ノ 認可	同 第十五条	削除	〃	
九	認可				
〔加筆〕 普	高師専攻科ノ修 業年限等ノ認可	高等師範学 校規程 第十一条	条文削除	〃	〔加筆〕 一六、一、二、二 省令第八十二号 ヲ施行
一〇	認可				
〔加筆〕 普	高師及女高師生 徒募集推薦条件 認可	高等師範学 校〔規〕及女 子高等師範 学校生徒募 集規程 第四条	認可不要	〃	〔加筆〕 一六、一、二、二 省令第八十三号 ヲ施行 〔即日施行〕
一一	認可				
〔加筆〕 普	高師及女高師生 徒募集細則認可	同 第六条	認可不要	〃	〔加筆〕 一八、一、二、二 省令八十四 号即日施行
一二	認可				
〔加筆〕 普	臨教生徒ノ一部 ノ教育ヲ無試験 檢定許可学校ニ 委託ノ認可	臨時教員養 成所規程第 十一条ノ二	条文削除	昭和 一七、二、二	
一三	認可				
〔加筆〕 普	同上委託ニ関ス ル細則ノ認可	同 第十一条ノ二	条文削除	〃	
一四	認可				
〔抹消〕	教育ノ服務義務 期間内ニ於テ入 学若ハ留学セン トスル場合ノ許 可	実業学校教 員養成規程 第三条第一 項	地方長官ニ 委譲	〃	
一五	認可				

〔抹消〕 一六	実習指導員ノ服 務義務期間内ニ 於テ入学セン トスル場合ノ許可	工業学校実 習指導員養 成規程第三 条第一項	地方長官ニ 委譲	〃	
〔加筆〕 〔社〕 一五	図書館ノ設備経 営事項ノ認可	図書館令施 行規則 第八条	認可不要	〃	

省令

●文部省令第八十二号

高等師範学校規程中左ノ通改正ス

昭和十六年十一月二十一日

文部大臣 橋田邦彦

第十一条 削除

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治二十七年四月文部省令第十一号高等師範学校規程抄録

第十条 研究科ニ入学スヘキ者ハ高等師範学校卒業者又ハ之

ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニ就キ学校長之ヲ選抜ス

第十一条 高等師範学校ニ専攻科ヲ置クコトヲ得

専攻科ノ就業年限、学部及其ノ科目ハ文部大臣ノ認可ヲ受

ケ学校長之ヲ定ム

前条ノ規定ハ専攻科ニ関シ之ヲ準用ス

●文部省令第八十三号

高等師範学校及女子高等師範学校生徒募集規程中左ノ通改正ス

昭和十六年十一月二十一日

文部大臣 橋田邦彦

第四条及第六条中「文部大臣ノ許可ヲ受ケ」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

大正十五年八月二
十七日 文部省令第二十八号高等師範学校及女

子高等師範学校生徒募集規程抄録

第四条 高等師範学校長及女子高等師範学校長ハ必要ト認め

タルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一条又ハ第二条ニ規定

シタル事項ノ外生徒推薦ニ関スル条件ヲ定ムルコトヲ得

●文部省令第八十四号

臨時教員養成所規程中左ノ通改正ス

昭和十六年十一月二十一日

文部大臣 橋田邦彦

第十一条ノ二ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治三十五年三月二
十九日 文部省令第八号臨時教員養成所規程抄

録

第十一条ノ二 管理者ニ於テ特別ノ必要アリト認めタルトキ

ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ当分ノ内家事裁縫科ニ限り其ノ生

徒ノ一部ノ教育ヲ教員無試験検定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ

受ケタル公立又ハ私立ノ学校ニ委託スルコトヲ得

前項委託ニ関スル細則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ管理者之ヲ

定ムヘシ

●文部省令第八十七号

公私立盲学校及聾哑学校規程中左ノ通改正ス

昭和十六年十二月二十四日

文部大臣 橋田邦彦

第十四条 第十条及第十一条ノ資格ヲ有セサル教員數ハ之ヲ有

スル教員數ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情

アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ地

方長官ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官ハ公立学校ニシテ第一項但書ノ規定ニ依リタルトキ

又ハ前項ノ規定ニ依リ認可ヲ為シタルトキハ之ヲ文部大臣ニ

開申スヘシ

前項ノ開申ニ際シテハ当該学校現在教員ノ氏名、履歴、資格、

従事ノ学科、担任ノ学科目、毎週教授時數及詳細ナル事由ヲ

記載シタル書類ヲ添付スヘシ

第十五条 盲学校及聾哑学校ニ於テハ校地、校舍、体操場及校

具ヲ備フヘク尚成ルヘク寄宿舎ヲ備フヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

大正十二年八月二
十九日 文部省令第三十四号公立私立盲学校及聾

聾学校規程抄録

第十四条 第十条及第十一条ノ資格ヲ有セサル教員數ハ之ヲ有スル教員數ノ二分ノ一ヲ超過スル場合ニ於テハ公立学校ニ在リテハ地方長官ニ於テ、私立学校ニ在リテハ管理者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ当該学校現在教員ノ氏名、履歴、資格、従事ノ学科、担任ノ学科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ヲ添附スヘシ

第十五条 盲学校及聾聾学校ニ於テハ校地、校舍、寄宿舎、体操場及校具ヲ備フヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ寄宿舎ヲ設ケサルコトヲ得

内閣閣甲第三六九号

昭和十六年十月十六日

計画室主事 (有光)

文書課長 (有光)

文部大臣 橋田邦彦殿

(注記3)

(齋藤)

(清水)

(柴沼)

内閣書記官長 富田健治

本年六月三日閣議決定ニ基キ各庁ニ於テ許可認可事務ノ簡捷ニ関スル実施案ヲ作製シ報告有之候処今般之ガ一括検討ノ結果左記要項ニ依リ各庁ニ於テ夫々速ニ之ヲ実施スルコトニ閣議決定相成候条依命此段及通牒候也

(左記)

(加筆)

- 一 他官庁ノ権限ニ関係ナキ事項ニ付テハ主務庁ニ於テ可及的速ニ之ヲ実施スルコト

二 他官庁ノ権限ニ関係アル事項ニ付テハ主務庁ニ於テ当該他官庁トノ間ニ充分ナル協調ヲ遂ゲタル上可及的速ニ之ヲ実施スルコト。

三 許可認可事項以外ノ事項(例ヘバ届出事項)ニ関スル事務簡捷化ニ付便宜報告アリタルモノニ付テモ前各号ニ準ズルコト。

備考

許可認可事項ニシテ報告ナカリシモノニ付テモ其ノ簡捷化ニ付更ニ考究ヲ進メ本案ニ準ジ実施スルモノトス。

号	日	文書課長	主ム	送	発	起案者
裁	月				9月5日	(金元木)
定						

昭和十六年八月二十八日起案

計画室主事 (有光)

文書課長 (有光)

(齋藤)

(柴沼)

次官 (菊池)

大臣了

- 専門学務局長 (水井)
- 普通学務局長 (中野)
- 実業学務局長 (関口)
- 社会教育局長 (高瀬)
- 体育局長 (小笠原)
- 図書局長 (松尾)
- (藤田)
- (石丸)
- (曾我部)
- (乙黒)
- (西崎)
- (岡村)
- (田村)
- (藤川)
- (根本)
- (林)
- (春山)
- (石坂)
- (伊藤)
- (清水)
- (松下)

宗教学局長 (阿原)

(青戸)

(山村)

(七戸)

秘書課長 (田中)

(印)

(宮内)

(川上)

会計課長 (柴沼)

(印)

(印)

審査委員 (田中)

(有光)

(石井)

(稲田)

(石丸)

(松下)

(中根)

教学局長官 後伺 (堀池)

(近藤)

(中根)

(倉瀬)

(高瀬)

(入尾)

(青戸)

(北浦)

(柴沼)

許可認可事務ノ簡捷ニ関スル件伺

案

次官

年月日

内閣書記官長宛

許可認可事務ノ簡捷ニ関スル件

本年六月三日附(ヲ以テ)通牒有之タル表記ノ件ニ関シテハ実施

案別紙ノ通作成致シタルニ付此段回答ニ及ブ

追而勅令省令以外ノ命令ニ基ク許可認可事務ノ整理ニ付テ

ハ実施案作成次第送付可致ニ付為念申添フ

(注記1)

「記録掛 22・5・19 受領」

(注記2)

「七二」

(注記3)

「一六、一〇、二九受」

(注記4)

「文部省 官文418号 昭和16・10・21」

(下札)

(留我) (抹消) (加筆)

「(印)種別(ぬ六)(り一)ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 内閣通牒 許可認可事務ノ簡捷ニ関スル件ノ番号 官文四八〇 画文一〇 官

文四六一 官文四一八ノ結了年月日 昭一六 一一 五ノ保存年

限 ムキノ枚数 一括」

〔自大12年至昭24年 簿冊及文書総規〕
〔文部省② 3A.32-5.2373〕